

大野郡5町2村合併協議会協定項目協議にかかる協議書

大野郡5町2村は、協定項目第35号「病院・診療所の取扱い」に関して、下記のとおり付帯事項について協議書を取り交わすとともに、新市発足後直ちに実施することとする。

記

1. 協定項目の内容

〔協定項目第35号〕 病院・診療所の取扱いについて

2. 協議結果の内容

(1) 公立おがた総合病院について

経営形態については、地方公営企業法全部適用(以下「全適」と表記)を新市発足より2年半以内に実施する。

全適実施後2年以内に経営が好転しない場合は独立行政法人、公設民営化等さらに独立性を高めた経営形態を「公立医療施設評価委員会(仮称)」にて再検討する。

自立した経営に当たり、収支バランスを検討し、より収益性を図るため職員給与の見直しを実施する。そのほか外部委託、適宜適正な職員配置、非常勤職員等の柔軟な活用等あらゆる経費節減の努力を検討実施する。なお設備投資に当たっては、収益性を考慮し、経営上過大な負担にならないよう努める。

一般会計からの繰出しは、現在の基準ないしはそれ以下とする。繰出し基準は定期的に見直す。

減価償却費等を原資とする損益勘定留保資金は、可能な限り繰上げ償還に活用する。

外部監査制度の導入及び病院事業管理者の公募並びに新会計基準の導入を検討する。

(2) 清川国民健康保険直営診療所について

新市移行後、国保直営診療所として、経営の収益性を高めるように努める。ただし、新市に移行後、直ちに「公立医療施設評価委員会(仮称)」にて、民営化、公立おがた総合病院の附属診療所への移行も含めて経営形態を検討する。

(3) 公立医療施設評価委員会（仮称）の設置について

以上の協議結果を実施するための検証機関として、新市発足後直ちに「公立医療施設評価委員会（仮称）」を設置する。報告の具体的実施の調査・検証を主旨とするが、具体的には、全適への移行状況の検証、さらに全適移行後もその経営状況を検証し、改善が期待できない場合はさらなる経営形態の検討検証等を行う。また、清川診療所の経営形態を含めた経営状況の検証も行う。本委員会は、情報公開の原則に則り会議、資料を公開する。地域医療確保の観点から開設者、管理者、学識経験者及び民間関連団体より委員会を設置する。

平成 年 月 日

三重町長

清川村長

緒方町長

朝地町長

大野町長

千歳村長

犬飼町長

大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会

平成16年10月14日

報 告 書

公立医療施設総合検討専門委員会は、大野郡5町2村合併協議会の付託によって、公立おがた総合病院ならびに清川村国民健康保険直営診療所が、公立の医療施設として担うべき役割、他の医療施設との連携、機能分担に関する事項、経営形態、地域医療のあり方と経営効率化について、平成16年3月から今日まで、12回にわたって審議を重ねてきた。

時間的な制限の中で、審議が十分に尽くされたとはいいがたいが、委員会として付託された事項について報告書をまとめたので、大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会設置規程第7条により報告する。

「清川村国民健康保険直営診療所に関して」

- (1) 中間報告にあるように、現行の設備、診療体制に基づき初期診療及び在宅医療等の支援を基本に、医療、保健、福祉の総合提供、いわゆる地域包括ケアを基本的役割とする。
- (2) 新市移行後、国保直営診療所として、経営の収益性を高めるように努める。ただし、新市に移行後、直ちに「公立医療施設評価委員会（仮称）」にて、民営化、公立おがた病院の附属診療所への移行も含めて経営形態を検討する。

「公立おがた総合病院に関して」

- (1) 公立おがた総合病院は、地域住民の安心と安全をまもるため、地域医療の充実に努めるものとする。そのため、地域にある医療機関との連携を深め、小児医療、救急医療、保健、福祉を含む包括的医療の充実に寄与すべきである。
- (2) 地域医療確保のため、現行の診療体制を基本に、県立三重病院等と連携を取り、相互に補完しあいながら、政策医療、二次医療を担うこととする。特に小児医療、救急医療については、今後とも、病院と診療所の機能分担を明確にし「病診連携」「病病連携」の理念のもと、広域に及ぶ連携を積極的に推進する必要がある。
- (3) 経営形態については、地方公営企業法全部適用（以下「全適」と表記）を新市発足より2年半以内に実施する。全適にすることは、現在の国の財政措置を考慮し、病院を取り巻く諸問題を自立的に解決し、経営責任を明確化でき、病院管理室の設置という負担はあるがより効率的な経営を実現できる可能性がある。全適実施後2年以内に経営が好転しない場合は独立行政法人、公設民営等さらに独立性を高めた経営形態を「公立医療施設評価委員会（仮称）」にて再検討する。
- (4) 経費面では最も構成割合の高い給与費の抑制が最大の課題である。自立した経営にあたっては、収支バランスを検討し、より収益性を図るため、職員給与の見直しを実施する。そのほか外部委託、適宜適正な職員配置、非常勤職員等の柔軟な活用等あらゆる経費節減の努力を検討実施すべきである。なお設備投資にあたっては、収益性を考慮し、経営上過大な負担にならないよう努める。
- (5) 一般会計からの繰出しは現在の基準ないしはそれ以下とする。繰出し基準は定期的に見直す。

(6) 減価償却費等をその原資とする損益勘定留保資金は、可能な限り繰上償還に活用する。

* 損益勘定留保資金：収益的収入及び支出予算において現金支出を伴わないものを費用計上することによって留保される資金。

(7) 外部監査制度の導入及び病院事業管理者の公募並びに新会計基準の導入を検討する。

「公立医療施設評価委員会（仮称）の設置」

以上の報告事項を実施するための検証機関として、新市発足後直ちに「公立医療施設評価委員会（仮称）」を設置する。報告の具体的実施の監査・検証を主旨とするが、具体的には、全適への移行状況の検証、新市発足後の経営状況の把握、評価、経営改善策実施後の検証、さらに全適移行後もその経営状況を検証し、改善が期待できない場合はさらなる経営形態の検討検証等を行う。また、清川診療所の経営形態を含めた経営状況の検証も行う。本委員会は、情報公開の原則に則り会議、資料を公開する。地域医療確保の観点から開設者、管理者、学識経験者及び民間関連団体より地方自治法第174条により委員会を設置する。